指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：川田工業株式会社（法人番号：5230001008469）
　　業者の住所：富山県南砺市苗島４６１０

２．指名停止措置期間：平成２９年　１月２５日から
　　平成２９年　２月２４日まで（１か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
　川田工業株式会社の元名古屋営業所長は、平成２８年３月、中部地方整備局岐阜国道事務所の職員（建設監督官）に同事務所発注橋梁工事の落札業者が提出した技術提案書を見せるよう唆し、資料の提供を受けたとして、平成２８年１２月６日、国家公務員法違反（唆し）の罪で名古屋地検に略式起訴された。

５．指名停止措置理由：
　上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第１５号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） １５　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内